

協議会への新規参加について

このことについて、下記のとおり江東区から協議会への参加の申出があったことに伴い、森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該自治体の参加を決定する。

記

- 1 参加自治体及び参加表明日
江東区 令和7年8月20日
- 2 参加開始年度
令和8年度